

## 緊急アンケート 東日本大震災への企業の対応

～被災や計画停電による休業には「賃金を全額支給」が主流。

災害見舞金は25%が「上乗せ支給」～

民間調査機関の労務行政研究所(理事長:矢田敏雄)では、「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)への対応アンケート」を実施した。

3月11日に発生した東日本大震災は、大きな被害をもたらし、その後の計画停電なども含め、我が国企業の事業活動に多大な影響を与えている。また、人事労務管理面でも、休業時の賃金の支払いや見舞金の支給など、さまざまな問題が生じている。本アンケートでは、企業の人事担当者から特に問い合わせが多い項目を中心に調査した。

### 調査結果のポイント

#### 事業所を休業した日の賃金の取り扱い[図表2～3]

被災による休業、計画停電による事業所休業のいずれについても、「賃金を通常どおり全額支払う」が7割台

#### 災害見舞金の支給状況[図表4]

8割以上が災害見舞金を支給し、通常の基準に「上乗せ」する企業も25%に及ぶ。金額は、平均で「全損失」26.5万円、「半損失」15.5万円

#### 地震発生日(3月11日)の帰宅困難者への対応[図表5]

「社内施設の開放」は78%、「通常以外に要した(タクシー代など)交通費を全額支給」は53%が実施

### 調査要領

- 1.調査対象：労務行政研究所ホームページ上で「労政時報クラブ」に登録いただいている民間企業から抽出した人事労務担当者 5574人
- 2.調査期間：2011年3月28日～3月31日
- 3.調査方法：WEBによるアンケート
- 4.集計対象：405人(1社1名)。回答者の勤務する事業所は、東京都 58.1%、大阪府 9.2%、神奈川県 7.2%、愛知県 4.5%、千葉県・京都府各 2.5%、静岡県 2.2%、茨城県・埼玉県各 2.0%で、これらが合計9割を超える

### 本プレスリリースに関する問い合わせ先

(財)労務行政研究所 『労政時報』編集部 担当：園田 裕彦 TEL：03-3585-1300  
本プレスリリースは厚生労働省記者クラブのほか、クラブ加盟社以外の媒体にもご案内申し上げます。

### 財団法人 労務行政研究所の概要

設立：1930年7月

理事長：矢田敏雄

事業内容： 人事労務の専門情報誌『労政時報』をはじめとした定期刊行物の編集  
労働関係実務図書の編集  
人事・労務管理に関する調査  
コンサルティング、セミナー・研究会等の開催

所在地：〒106-0044 東京都港区東麻布1-4-2

URL：<https://www.rosei.or.jp/>

本調査の詳細は、当研究所編集の『労政時報』第3796号(11.4.22)で紹介します。

# 1 震災による被害・影響

～被害・影響を受けている企業は83%～

震災による「事業活動に大きな影響はない」とする企業は16.8%で、逆にみると83.2%が被害・影響を受けていた。具体的には、「停電やガソリン不足等により、間接的な影響を受けている」が63.2%、「主要な仕入先・販売先が被災地にあり事業活動に影響を受けている」が52.3%、「被災地に事業所があり、直接的な被害を受けた」が46.7%である（複数回答）。～とも規模の大きい企業ほど割合が高く、広域展開している企業ほど影響を受けている。

図表1 今回の震災による被害・影響(複数回答)

-(社), %-

区 分	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満
合 計	(405) 100.0	(123) 100.0	(141) 100.0	(141) 100.0
①被災地に事業所があり、直接的な被害を受けた	46.7	68.3	47.5	27.0
②主要な仕入先・販売先が被災地にあり事業活動に影響を受けている	52.3	61.8	53.2	43.3
③停電やガソリン不足等により、間接的な影響を受けている	63.2	73.2	68.1	49.6
④事業活動に大きな影響はない	16.8	12.2	8.5	29.1
⑤そ の 他	5.2	6.5	3.5	5.7

[注] 「⑤その他」は、「自粛や消費控えによる減収」「外国籍従業員の帰国」など。

# 2 被災による休業日の賃金の取り扱い

～「賃金を通常どおり全額支払う」が74%～

被災により事業所を休業した日の賃金等の取り扱いについて尋ねた。

労働基準法26条の「休業手当」の必要性が問題になるが、厚生労働省「東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)」によると、地震で事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合は、労基法26条の休業手当の支払いは原則として不要とされている。

各企業の取り扱いをみると、「賃金を通常どおり全額支払う」が最も多く43.1%で、「分からない・未定」または「被災による休業は行っていない」とする企業を除くと( ), 73.6%に上る(以下“取り扱い決定企業”という)。欠勤しても賃金を控除しない“完全月給制”の企業が少なくないこと、また、通常の休業では80%や90%支給とする企業でも、緊急時の対応として100%支給することとした企業があったためとみられる。

図表2 被災により事業所を休業した日の賃金の取り扱い

-(社), %, [%]-

区 分	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満
合 計	(401) 100.0	(123) 100.0	(139) 100.0	(139) 100.0
①賃金を通常どおり全額支払う	43.1 [73.6]	40.7 [59.5]	48.9 [81.9]	39.6 [80.9]
②賃金を一定日数まで全額支払う	4.0 [ 6.8]	4.9 [ 7.1]	2.9 [ 4.8]	4.3 [ 8.8]
③賃金を一定割合支払う	4.5 [ 7.7]	8.9 [13.1]	1.4 [ 2.4]	3.6 [ 7.4]
④賃金や休業手当等は支払わない	1.7 [ 3.0]	0.8 [ 1.2]	4.3 [ 7.2]	
⑤そ の 他	5.2 [ 8.9]	13.0 [19.0]	2.2 [ 3.6]	1.4 [ 2.9]
⑥分からない・未定	3.7	5.7	2.9	2.9
⑦被災による休業は行っていない	37.7	26.0	37.4	48.2

[注] 1. [ ] 内は、「⑥分からない・未定」「⑦被災による休業は行っていない」を除いた割合(以下、同様)。  
2. 「②賃金を一定日数まで全額支払う」企業の「上限日数」は、「10～14日」が35.7%、「3日」「5日」「30日」「60日」が各14.3%などで、平均は19.8日。  
3. 「③賃金を一定割合支払う」企業の「支給割合」は、「80%」が41.2%、「60%」が29.4%、「90%」が11.8%などで、平均は73.5%。  
4. 「⑤その他」は、「3月中は全額支給、4月以降は80%支給」「正社員は100%支給、非正社員は60%支給」など。

### 3 計画停電で休業した時間の賃金の取り扱い

～「賃金を通常どおり全額支払う」が78%～

厚生労働省の通達（平 23. 3.15 基監発 0315 第 1）によると，計画停電の時間帯の休業は，労基法 26 条の休業手当の支払いが原則として不要とされている。各企業の取り扱いをみると，前項と同様に，「賃金を通常どおり全額支払う」が最も多く 34.6%で，“取り扱い決定企業”でみると 77.8%と 8 割近くに上る。前項の“被災により事業所を休業した日”の 73.6%より若干多いが，“計画停電による休業”の場合，1日に満たない時間単位であるため，たとえ数時間休業しても，その分は全額保障する企業があるためと考えられる。

図表 3 計画停電により事業所を休業した時間分の賃金の取り扱い

－(社)，%，[%]－

区 分	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満
合 計	(396) 100.0	(122) 100.0	(138) 100.0	(136) 100.0
①賃金を通常どおり全額支払う	34.6 [77.8]	30.3 [63.8]	38.4 [86.9]	34.6 [82.5]
②賃金を一定時間数まで全額支払う	0.3 [ 0.6]	0.8 [ 1.7]		
③賃金を一定割合支払う	4.5 [10.2]	8.2 [17.2]	3.6 [ 8.2]	2.2 [ 5.3]
④賃金や休業手当等は支払わない	1.5 [ 3.4]	1.6 [ 3.4]	1.4 [ 3.3]	1.5 [ 3.5]
⑤その他	3.5 [ 8.0]	6.6 [13.8]	0.7 [ 1.6]	3.7 [ 8.8]
⑥分からない・未定	6.6	9.8	6.5	3.7
⑦計画停電による休業は行っていない	49.0	42.6	49.3	54.4

[注] 1. 「③賃金を一定割合支払う」企業の「一定割合」は，[図表 2]とほぼ同傾向。  
2. 「⑤その他」は，「正社員は100%支給，非正社員は60%支給」など。

### 4 災害見舞金の支給状況

～ 8 割超が支給。全損失の場合，平均 26.5 万円の水準～

災害見舞金については，「災害見舞金の対象になるような被災者はいない」企業が 39.0%ある一方，「従来の規定に基づき支給した（する）」が 26.2%，「従来の基準に上乗せして支給した（する）[特別支給，適用範囲の拡大等を含む]」が 12.8%，「新たに災害見舞金制度を設けた（設ける）」が 2.8%など，41.8%が支給または支給を決めている。

「分からない・未定」または「災害見舞金の対象になるような被災者はいない」を除く“取り扱い決定企業”でみると，「従来の規定に基づき支給した（する）」が 51.2%，「従来の基準に上乗せして支給した（する）」が 25.1%で，“上乗せ”する企業も 4 分の 1 に達する。「新たに災害見舞金制度を設けた（設ける）」（5.4%）と合わせると，支給企業は 8 割を超える。

支給水準は，全損失の場合，平均 26.5 万円。分布は「10 万円台」が最も多く 38.6%，以下「20 万円台」が 18.9%，「30 万円台」が 10.1%と続く。半損失の場合，平均 15.5 万円。分布は「5 万～9 万円台」が最も多く 32.3%，以下「10 万円台」が 31.0%，「20 万円台」が 12.8%と続く。

図表 4 今回の震災に伴う「災害見舞金」の支給

－(社)，%，[%]－

区 分	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満
合 計	(397) 100.0	(119) 100.0	(140) 100.0	(138) 100.0
①従来の規定に基づき支給した（する）	26.2 [51.2]	32.8 [48.8]	29.3 [53.2]	17.4 [52.2]
②従来の基準に上乗せして支給した（する） 〔特別支給，適用範囲の拡大等を含む〕	12.8 [25.1]	18.5 [27.5]	15.0 [27.3]	5.8 [17.4]
③新たに災害見舞金制度を設けた（設ける）	2.8 [ 5.4]	3.4 [ 5.0]	2.9 [ 5.2]	2.2 [ 6.5]
④災害見舞金制度はない	4.3 [ 8.4]	3.4 [ 5.0]	5.0 [ 9.1]	4.3 [13.0]
⑤その他	5.0 [ 9.9]	9.2 [13.8]	2.9 [ 5.2]	3.6 [10.9]
⑥分からない・未定	9.8	12.6	9.3	8.0
⑦災害見舞金の対象になるような被災者はいない	39.0	20.2	35.7	58.7



## 5 地震発生日（3月11日）の帰宅困難者への対応

～「社内施設の開放」は78%、「通常以外に要した（タクシー代など）交通費を全額支給」は53%が実施～

地震が発生した3月11日には、主要な鉄道がほとんど止まるなど、公共交通機関の多くが利用できなくなり、首都圏では多くの帰宅困難者が出た。各企業の帰宅困難者への対応を尋ねたところ（複数回答）、最も多いのが「 社内の施設・設備を開放・提供した」で77.7%、次いで「 通常以外に要した（タクシー代など）交通費を全額支給した」が53.0%で、この2者は5割を超えた。なお、「 通常以外に要した（タクシー代など）交通費を一部支給した」とする企業では、「公共交通機関の費用は支給するが、タクシー代は不支給」や、タクシー代を支給する場合も「出張旅費規程の宿泊料限度内」「実費の50%または1万円の低いほうを限度とする」など一定の限度を設けた例が散見された。

図表5 地震発生日（3月11日）に帰宅が困難になった社員への対応（複数回答）

- (社), % -

区 分	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満
合 計	(381) 100.0	(116) 100.0	(139) 100.0	(126) 100.0
①宿泊施設を提供・あっせんした	15.7	16.4	15.1	15.9
②社内の施設・設備を開放・提供した	77.7	82.8	79.9	70.6
③通常以外に要した（タクシー代など） 交通費を全額支給した	53.0	51.7	46.8	61.1
④通常以外に要した（タクシー代など） 交通費を一部支給した	5.0	6.0	6.5	2.4
⑤その他	10.5	9.5	8.6	13.5

- [注] 1. 「④通常以外に要した（タクシー代など）交通費を一部支給した」企業の内容は、「公共交通機関の費用は支給するが、タクシー代は不支給」が記述のあった18社中7社（38.9%）。また、タクシー代を支給する場合も、「出張旅費規程の宿泊料限度内」「実費の50%または1万円の低いほうを限度とする」などの回答があった。
2. 「⑤その他」の内容は、「社有車で送り届けた」が多く、次いで「出張旅費規程の宿泊料を支給」など。

## 6 その他の対応

～「従業員の自宅待機」「採用活動の延期」は各24%の企業が実施～

人事部門として、採用活動、春季交渉の回答、人事異動などその他の面で行った（平年から変更した）こととしては、「 従業員の自宅待機を、一定期間命じた」と「 採用活動を延期した」が各24.4%で多くみられた。後者については、被災地の学生に配慮するのがねらいである。以下は、「 春季交渉（賃上げ・賞与等）の回答を延期した」が12.4%、「 定期人事異動を延期した」が10.7%などである。

なお、「 採用内定を取り消した」「 操業停止となった事業所の従業員を解雇した」とする企業はなかった。

図表6 そのほかに人事部門が震災対応として行ったこと（複数回答）

- (社), % -

合 計	(394) 100.0	(328) [100.0]
①入社式を延期した	3.0	[ 3.7]
②採用内定者の入社を延期した	1.0	[ 0.9]
③採用内定を取り消した		
④春季交渉（賃上げ・賞与等）の回答を延期した	12.4	[ 14.3]
⑤従業員の自宅待機を、一定期間命じた	24.4	[ 27.4]
⑥操業停止となった事業所の従業員を解雇した		
⑦採用活動を延期した	24.4	[ 26.5]
⑧定期人事異動を延期した	10.7	[ 11.9]
⑨その他	9.1	[ 9.1]
⑩特に平年から変更したことはない	45.4	[ 41.8]

[注] [ ] 内は、[図表1]で「④事業活動に大きな影響はない」とした企業を除いた集計。